

## 稚内市廃棄物減量等推進審議会開催結果（議事録）

### 1. 日 時

平成26年 3月26日（水） 11：00～12：00

### 2. 場 所

稚内市役所 3階 市長会議室

### 3. 会議の概要

#### （1）委嘱状交付

- ・市長から審議会委員へ委嘱状の交付
- ・市長挨拶

#### （2）開 会

#### （3）委員・事務局紹介

#### （4）会長・副会長選出

- ・委員の互選により選出  
会長には富田伸司委員、副会長には遠藤孝夫委員を選出

#### （5）諮 問

- ・工藤市長から富田会長へ諮問書の交付  
諮問事項：「稚内市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

#### （6）議 事

- ・計画改定のポイント及び改定のスケジュールについて  
事務局より計画改定のポイント及び改定のスケジュールについての説明があった

以下に、質疑応答に関する発言を記載しますが、審議員が特定できないように委員の名を伏せています。また、発言の内容についても、審議員が特定できる発言個所を■としていますことを予めご承知願います。

【意見・質疑応答】 ○：審議会委員 ●：事務局

○ 最終処分場の第3区画が10月から供用開始しているとのことですが、あとどのくらい埋め立てが出来るものなのか。また、この後、最終処分場をまた作る計画になっているのですか。

● 現在の最終処分場は平成19年10月より供用が開始され、当初は10年間の埋め立てとして計画されておりましたので、平成29年10月まで埋立をおこなう計画でしたが、分別の拡大やバイオエネルギーセンターの稼働により、計画より3年程度延命されるものと考えています。ただ、最近はごみの量が増えていることもあるのでもう少し短くなる可能性もあるのですが、次期処分場の建設についても計画に盛り込んでいきたいと思っております。

　　今回の審議会では、今後の人口推計やごみ排出実績がでてくると思っておりますので、併せてご審議いただければと思います。

○ バイオエネルギーセンターについてですが、これは何年位使う予定となっているのですか。設備が持つ限りは使うということでもいいのですよね。

● バイオエネルギーセンターは平成24年から稼働しておりまして、管理運営契約では15年間となっていますが、契約終了後も継続して使用できることになっています。

○ 平成26年4月から小型家電リサイクルが始まるということですがどのようなものなのか。

● 平成25年の4月に小型家電リサイクル法が施行されこれに基づいて実施するものです。北海道内に小型家電リサイクルを処理する認定事業者が決まっていなかったこともあり実施が遅れてしまい、本市では4月から実施ということになりました。

　　小型家電とは家庭で使用された小型電子機器類全てを指し、稚内市では大きさは30cm×30cmの大きさに限定し、これらについて市が無料で回収を行うことにしています。

　　ただ、家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法の対象品目については、既にリサイクルルートが確立されていることもあり対象外とするなど、できるだけ経費をかけないような形で進める事にしています。

○ 審議会のスケジュールについてですが、審議会の任期は2年になっているのですが、来年度はどうするのですか。

- 国の動向にもよるのですが、消費税の関係もありまして適正な処理料金についての検討について、今後、審議をしていきたいと現時点では考えております。

(7) その他

- ・ 次回の審議会は6月に予定であることを確認。

(8) 閉 会